

胃・肺・大腸・前立腺がん検診及び歯科健診のお知らせ

今年度の日高地区でのがん検診は6月12日と11月25日の2回を予定しています。
年1回受診され、健康づくりにお役立てください。

11月の検診は、特定健診・骨粗鬆症検診・肝炎ウィルス検診・エキノコックス症検診も同時に受けられます。ご予約に合わせ受診日を選んでください。

また、6月は歯の衛生週間でもあります、歯科健診も検査項目として実施します。

〈日 時〉 平成25年6月12日(水)

受付時間 ①6:30～ ②7:00～ ③7:30～ ④8:00～ ⑤8:30～ ⑥9:00～
歯科健診 開始8:00～

〈場 所〉 日高老人福祉センター

〈対 象〉 40歳以上の方(前立腺がんは50歳以上の男性)

〈検診内容〉 胃がん検診……………バリウム検査
前立腺がん検診……………血液検査
肺がん検診……………胸部X線検査(必要時はたんの検査もします)
大腸がん検診……………便潜血検査(自宅で便を採り持参)
歯科検診……………むし歯、歯周病予防の検診

〈料 金〉 胃がん 1,600円 ・肺がん 500円(喀痰900円) ・大腸がん 800円
前立腺がん 2,000円 ・歯科健診 0円

※40歳の方(昭和48年生まれ)、町民税非課税世帯・生活保護世帯の方は無料です。

町民税非課税世帯の方は、課税状況を確認するために、事前に同意書の提出が必要です。印鑑をご持参のうえ、総合支所へお越しください。

〈締 切〉 平成25年6月5日(水)

〈申込み・問い合わせ〉

日高総合支所 地域住民課 福祉・健康・介護グループ 電話 01457-6-3173

風しんが流行しています!!

昨年は、過去5年間で最も風しん患者が報告されました。今年も流行は続いており、特に10代後半～50代前半の男性、10代後半～30代前半の女性が多く発病しています。

●風しんとは

風しんウイルスによって起こる急性の発疹感染症で、流行は春先から初夏にかけて多く見られます。

小児の場合、通常あまり重くない病気ですが、妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると胎児が風しんウイルスに感染し、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気がある、発達がゆっくりしているなど、まれに「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

●予防方法

予防接種が有効です。

乳幼児は

麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)の定期接種を受けましょう。

1期: 1歳児(生後12か月～24か月未満) 2期: 小学校就学前1年間

女性は妊娠前に

風しんの予防接種をご検討ください。

接種後2か月は避妊が必要です。接種回数は子どもの頃の接種を含め2回受けましょう。

妊娠中の女性、家族は

妊娠中の女性は、予防接種が受けられないため、風しんにかかった記憶がなかったり、風しんに対する免疫が十分でない妊婦の方は、人混みを避けましょう。(抗体検査は産婦人科で出来ます)

妊婦の回りにいる方は、風しんの予防接種をご検討ください。

成人男性は

風しんにかかったことのない方
風しんワクチンを受けてない方
どちらも不明な方



接種することをご検討ください。
2回接種しても問題はありません。





特定不妊治療費を助成します



少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成します。

〈対象者〉 次の要件をすべて満たす方

- ①北海道特定不妊治療費助成事業の助成が決定している方
- ②夫婦または夫婦のいずれかが町内に住所を有する方
- ③夫婦ともに町税等に滞納がない方

〈助成額・回数〉 特定不妊治療に要した自己負担額から、北海道から受けた助成額を差し引いた額について助成します。

- ・ 1回の治療につき10万円を上限に助成
- ・ 助成回数は通算5年間で10回を限度

〈必要な書類等〉 ①北海道特定不妊治療助成事業の助成決定書の写し

- ②特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- ③医療機関が発行した領収書
- ④夫婦の所得額を証明する書類（所得証明書、課税証明書等）
- ⑤夫婦の住民票
- ⑥（夫婦のいずれかが町外に住所を有する場合）
他市町村での市町村民税等の滞納がないことを確認できる書類（納税証明書等）
- ⑦印鑑
- ⑧振込口座の番号、名義人がわかるもの

※②～⑤は、北海道の助成事業申請時に添付した書類の写しでかまいません。

〈その他〉 平成25年4月分の特定不妊治療費から助成します。

〈申請窓口〉 本庁保健福祉課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所

〈問い合わせ〉 保健福祉課健康づくりグループ 電話 01456-2-6183

児童手当の制度と受給手続きについて

「児童手当」～ 児童を養育する方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

請求者 (受給者)	ご家庭での生計中心者 (原則、収入が高く、税法上扶養している方や、児童と同一の健康保険に加入されている方になります。)
対象児童 及び 支給月額	※子の年長者(18歳到達後の最初の3月31日まで対象)から第1子、第2子…と数えます。 ●所得制限額未満の方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～3歳未満(一律) 15,000円 ・ 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円 ・ 3歳～小学校修了前(第3子以降) 15,000円 ・ 中学生(一律) 10,000円 ●所得制限額以上の方(特例給付)・月額5,000円(一律)
所得制限額	扶養親族等の人数により異なりますので、窓口へお問い合わせください。
支払時期	6月〔2月～5月分〕 10月〔6月～9月分〕 2月〔10月～翌年1月分〕 ※年3回 10日支給(土日、祝日の場合はその前日)
請求手続き	お近くの役場窓口へ次のものを持参してください。 ●認印 ●請求者名義の普通貯金通帳 ●請求者及び児童の健康保険証(日高町国保加入者の場合は不要) ●1月1日現在日高町にいない方は、前住所地の「所得・課税証明書」

※ 公務員の方は勤務先へ請求してください。

※ 原則として、認定請求した翌月からの受給となりますので、忘れずに手続きしてください。

※ 受給認定されている方でも対象児童が増えた方などは手続きが必要です。

☆6月に「現況届」の手続きが必要になります☆

児童手当をすでに受給している方は継続支給となりますので新たに申請手続きは必要ありませんが、6月に「現況届」が必要となります。

現況届の様式は6月中に受給対象となるすべての方に送付しますので、同封のご案内により手続きを行ってください。(以降、新たに受給対象となった方や対象児童が増えた場合は、出生届等の際に手続きを行ってください。) ※公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。

〈お問い合わせ〉 保健福祉課 福祉・子育て支援グループ 電話 01456-2-6183